

【経営事項審査における「レベル4技能者」及び「レベル3技能者」の評価について】

令和2年4月1日以降に申請する経営事項審査においては、審査基準日時点で建設キャリアアップシステムにおいてレベル4又はレベル3の判定を受けている技能者（以下「レベル4技能者又はレベル3技能者」という。）は、技術職員として評価されます。

～経営事項審査における「レベル4技能者」及び「レベル3技能者」の取扱いについて～

	有資格区分コード	点数
レベル4技能者	704	3点
レベル3技能者	703	2点

■ レベル4技能者又はレベル3技能者で評価できる業種について

レベル判定された「職種」がどの「業種」として評価されるかは、別紙1「技術職員 有資格区分コード表」にてご確認をお願いします。

複数業種が記載されている職種については、どの業種を選択しても評価の対象となります。

■ 経営事項審査申請について

青森県建設業ポータルサイトに掲載している「経営事項審査申請の手引き」（令和2年4月）（以下「手引き」という。）を参照してください。

なお、今回の改正に係る変更点は、以下のとおりです。

○ 技術職員名簿の内容確認について

レベル4技能者又はレベル3技能者を技術職員名簿に掲載する場合、手引きに掲載している提出書類に加え、確認書類として「能力評価（レベル判定）結果通知書」（別紙2参照）を（公財）青森県建設技術センター（以下「センター」という。）へ提出してください。（手引き 23～25 ページ、97～110 ページ及び 117 ページ）

なお、結果通知書につきましては、能力評価実施機関にお問い合わせください。

■能力評価（レベル判定）結果通知書（例）

能力評価（レベル判定）結果通知書

技能者氏名 殿

能力評価（レベル判定）の結果、貴殿を鉄筋技能者レベル3として認定します。

【申請者氏名】	建設 太郎
【技能者ID】	12345678901234
【生年月日】	〇〇年〇月〇日
【職種(呼称)】	鉄筋
【評価年月日】	2019年12月6日
【評価結果】	レベル3

2019年12月6日
鉄筋技能者能力評価実施機関